

本検討会の趣旨について

<目的>

平成 20 年 6 月に改正された地球温暖化対策推進法（以下「法」という。）において、都道府県、政令市、中核市及び特例市の地方公共団体に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策について盛り込むことが義務づけられた。また、法では、この新しい地方公共団体実行計画と都市計画や農業振興地域整備計画等の関連施策との連携を図ることも求められることとなった。

さらに、低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月閣議決定）において、2050 年の長期目標として、現状から 60～80%削減を行うことが我が国の目標とされ、国の取組みだけでなく、地方公共団体の積極的な取組みも益々重要性を増してきている。

そこで、環境省では、(株)住環境計画研究所に依頼し、地方公共団体向けの計画策定マニュアル等を改訂するため、有識者による「新地方公共団体実行計画策定マニュアル等改訂検討会」を開催することとした。

<マニュアル改定の主なポイント>

1. 地域の総合的な温暖化対策推進計画（従来のいわゆる地域推進計画）について、従来努力規定だったものが、都道府県、指定都市、中核市、特例市に対しては義務化されたことを踏まえて必要事項を整理する。
2. 法において義務的に記載しなければならないこととなった 4 項目について、地方公共団体の施策立案を支援するための必要事項を整理する。
3. 法において配慮することとなった関連施策との連携について、必要事項を整理する。
4. 低炭素社会づくり行動計画等を踏まえ、第 1 約束期間以降を含めた計画目標のあり方を整理する。
5. 上記を踏まえ、温室効果ガスの現況推計、将来推計の手法についても検討する。

<位置づけ>

本検討会の議事要旨及び資料は原則公開とする。